

**関東信越税理士会
熊谷支部 11 月月例会次第**

日時 令和1年11月7日(木)
午前10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | |
|----------------|-------------------|----------------------|
| (1) 9月30日(月) | 足立憲夫会員ご母堂様 告別式 | 於 龍泉寺 |
| (2) 10月 7日(月) | 例会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (3) 10月 7日(月) | 研修会 | 於 ホテルガーデンパレス |
| (4) 10月 7日(月) | 熊谷資産税研究会定期総会 | 於 熊谷文化創造館 さくらめいと |
| (5) 10月20・21日 | 堀越雄司会員ご母堂様 通夜・告別式 | 於 妻沼メモリアルホール光彩 |
| (6) 10月24日(木) | 大里地区租税教育推進協議会役員 | 於 埼玉県産業技術総合センター北部研究所 |
| (7) 11月 1日(金) | 綱紀監察協議会 | 於 熊谷税務署 |
| (8) 11月 1日(金) | 書面添付協議会 | 於 熊谷税務署 |
| (9) 11月 1日(金) | 熊谷税務署との協議会 | 於 熊谷税務署 |
| (10) 11月 1日(金) | 正副支部長・地域長会議 | 於 支部事務局 |
| (11) 11月 5・6日 | 福島泰彦会員ご尊父様 通夜・告別式 | 於 メモリアル彩雲 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 例会・署との協議会

日時 11月7日(木)午前10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

(2) 研修会

日時 11月7日(木)午後1時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「生前贈与による対応と個人事業者の事業承継への取り組み」
講師 税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属

(3) 納税表彰式

日時 11月13日(水)午後3時～
場所 熊谷文化創造館 さくらめいと

(4) 広報部無料相談会

日時 11月16日(土)午前11時～午後3時00分
場所 八木橋百貨店 東口玄関フロア

(5) 農業青色申告会との協議会

日時 11月18日(月)午前10時00分～
場所 JAふかや榛沢支店

(6) 第7回歩け歩け大会

日時 11月19日(火)
場所 秩父札所めぐり

(7) ソフトボール部納会

日時 11月28日(木)午後6時30分～
場所 甲子園第二球場

(8) 熊谷税務署との協議会

日時 12月 2日(月)午後4時～
場所 熊谷税務署

(9) 正副支部長・地域長会議

日時 12月 2日(月)午後4時45分～
場所 支部事務局

(10) 四者協議会

日時 令和2年1月10日(金)午後4時～
場所 未定

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 12月5日(木) 午後 4時00分～ 署との協議会・例会
午後 5時00分～ 忘年会
*バス 午後 1時30分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 12月5日(木)午後2時00分～2時50分 税理士法
内容 午後3時00分～3時50分 書面添付(資産税)
講師 熊谷税務署総務課長 藤井 修氏・担当官
単位 2単位
*3時50分～4時00分 森田業務対策部長より報告
バス 熊谷駅南口より午後1時30分発

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和1年11月7日現在)

1月例会	1月14日(火)	午前 9時30分～
2月例会	2月 6日(木)	午前10時30分～
3月例会	3月26日(木)	午後 4時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域 11 月例会

令和 1 年 11 月 7 日(木)

<会務報告>

- 令和 1 年 10 月 7 日 (木) ひまわり生命との協議会
14:30 清水園
*全税共キャンペーンについて
- 令和 1 年 10 月 7 日 (木) 県北 4 地域合同大同会
17:30 熊谷駅ビル・アズ 6F「アズホール」
研修:「新事業承継税制における自社株対策および生命保
険の活用」

<会務予定>

- 令和 1 年 11 月 11 日 (月) ミサワホームグループとの協議会
15:30 清水園
*購買事業推進について
- 令和 1 年 11 月 26 日 (火) 大和ハウスグループとの協議会
(予定)
- 令和 1 年 12 月 4 日 (水) 旭化成との協議会
(予定)
- 令和 1 年 12 月 16 日 (月) 積水ハウスグループとの協議会
(予定)

<提携企業インフォメーション>

日本企業価値承継機構(株)

令和元年 11月 7日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支 部 長 寺 山 智 久
地 域 長 清 水 茂 昭
副 支 部 長 福 島 泰 彦
綱紀監察部長 川 田 茂
業務対策部長 森 田 正 男
研修部長 中 村 武 司

税理士会36時間規定研修 令和元年度支部研修会のご案内

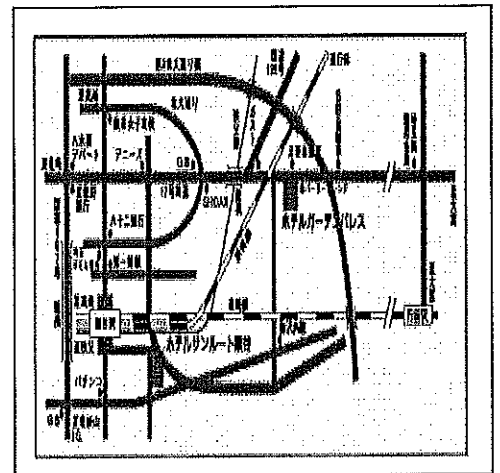
拝啓 菊薫る今日このごろ、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和元年 12月 5日 (木) 午後 2時 00分～3時 50分
受付 午後 1時 30分～
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『税理士法』
『書面添付』(資産税)
講師 熊谷税務署総務課長 藤井 修氏・担当官
対象 税理士会会員及び職員
バス 午後 1時 40分に下記よりバスが発進します
熊谷駅南口
単位 2単位 受講カードを忘れないようにして下さい



* 11月 25日 (月) までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和元年 12月 5日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

令和元年11月 7日

会員・準会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 寺山 智久

副支部長 藤野 佳子

地域長 清水 茂昭

福祉共済部長 林 正浩

12月支部例会・忘年会について

日時 12月5日(木)

14:00～15:50 支部研修会(受付 13:30～)

16:00～16:30 署との協議会

16:30～17:00 支部例会

17:00～ 忘年会

場所 ホテルガーデンパレス

(忘年会会費として当日¥3,000集金いたします。)

バス 午後1時40分に熊谷駅南口より出発

支部研修会について

*書面添付・税理士法 14:00～15:50

講師 熊谷税務署総務課長 藤井 修氏・担当官

*下記の出欠表を11月22日(金)までに支部事務局宛ご提出下さい。

FAX 521-9612

12月5日(木) の忘年会に

出席 ・ 欠席 します。

氏名 _____

「令和元年度台風 15 号及び 19 号」の被災会員に対する義援金のお願い

会 員 各 位

関東信越税理士会

会長 江 本 英 仁

令和元年台風 15 号及び 19 号により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

この度の台風では、関東信越税理士会管内をはじめ、全国各地の広い地域に甚大な被害をもたらし、多数の方々が被災しています。

そこで、本会では、被災した会員に対して温かい救援の手を差し伸べていただくよう、下記のとおり、義援金の募集を実施することといたしました。

会員の皆様におかれましては、この趣旨にご賛同いただき、困難に直面されている会員を救援するため、皆様の善意を本会にお寄せいただきますよう切にお願い申し上げます。

本会にお振込みいただきました義援金については、本会より、日本税理士会連合会（以下「日税連」）へ送金し、日税連の災害対策本部の決定を経て被災地税理士会に交付されることになります。

なお、日税連から本会へ義援金が交付された場合は、各県連を通じて被災された会員に交付されることとなります。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1、募 集 額 | 1 日（1, 0 0 0 円）以上 |
| 2、銀 行 口 座 | 埼玉りそな銀行 大宮支店 （普通）2213965
関東信越税理士会 会長 江本英仁 |
| 3、募 集 期 限 | 令和元年12月20日 |
| 4、振込手数料 | 振込手数料は各自でご負担をお願いいたします |
| 5、そ の 他 | 今回の義援金は「寄付金控除」の対象となりません |

国税庁新着情報（申告書等閲覧サービス、 令和元年度税務大学校公開講座）について（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の2点の内容につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「申告書等閲覧サービスの実施について」

国税庁の事務運営指針「申告書等閲覧サービスの実施について」が本年6月26日に一部改正され、9月1日より運用が開始されました。

本改正は、閲覧申請者及び税務署員の閲覧に係る事務負担を削減するため、閲覧時の写真撮影を認めるとともに提出書類の見直しを行うほか、所要の整備を行うものです。

本会では、納税者の利便性と正確性を確保すべく、写真撮影等を可能とするよう税制改正建議書において要望してきたものであり、一定の評価をするものです。

なお、申告書等の閲覧は税務代理行為に当たらないため、税理士が申告書等に添付した税務代理権限証書に基づき、納税者等に代わって閲覧することは認められず、委任状の提出が必要となることに留意する必要があります。

また、撮影する場合は、委任状に撮影を希望する旨の記載が必要であるとともに、收受印や氏名等の被覆や、対象書類以外が写り込まないようにすること等に留意する必要があります。

詳細は、下記国税庁ホームページを御覧ください。

● 国税庁「「申告書等閲覧サービスの実施について」の一部改正について（事務運営指針）」

→ http://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/kaisei/190626_2/index.htm

● 国税庁「申告書等閲覧サービスの実施について」（PDF ファイル）

→ <https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/pdf/01.pdf>

2. 国税庁「令和元年度税務大学校公開講座のご案内（11月）」

税務大学校では、租税に関する知識の普及等に寄与することを目的として、平成6年度から公開講座を開催しています。

今年度も、「税を考える週間」に合わせて、大学教授、税務大学校職員等を講師に、普段はあまり税に接する機会のない方から、税に関する仕事に携わる方まで、多くの方々に御参加いただけるよう、バラエティに富んだテーマで6講座を予定しています。是非、御参加ください。

詳細は国税庁ホームページを御覧ください。

● 国税庁「税務大学校公開講座の御案内」

→ <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kokai/index.htm>

令和元年10月21日

広報部長 板垣 弘一

調査研究部 国際小委員会からのお知らせ No.2 「外国人アルバイトへの給与に係る条約」について

会員 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本年度本会調査研究部内に設置いたしました「国際小委員会」では、会員皆様のニーズの把握に努めながら、会員の皆様へ有用であると思われる各種情報を定期的に配信したいと考えております。

第2回目の配信では、最近身近となった「外国人アルバイトへの給与に係る条約」について、本会調査研究部国際小委員会吉井委員（高崎支部）からご案内いたしますので、会員の皆様の日常業務へお役立てくださいますようお願い申し上げます。

「租税条約を見てみよう!!!」

「外国人アルバイトへの給与。源泉徴収が不要な場合もあるのでご注意ください！」

最近、コンビニや飲食店へ行くと、外国人のアルバイトが接客してくれるお店を多く見受けます。皆様の顧問先でも多くなっているのではないのでしょうか？

アルバイトが外国人留学生の場合、通常は、留学VISAで最長4年3ヶ月の在留が認められており、資格外活動許可を受けていれば、アルバイトは可能です。

通常、アルバイトで学費や生活費を稼いでいる留学生は母国から直接来日し、1年以上の在留VISAを取得していると思われますので、日本国内の居住者として、日本人の学生と同様の源泉徴収をすれば問題ありません。

しかし、留学生の国籍によっては特例があります。

その特例を適用するためには当該留学生の居所を管轄する税務署へ「租税条約に関する届出書」の提出が必要となります。

様式：<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/pdf2/257.pdf>

その特例に該当する留学生の国籍について租税条約を確認してみましょう。

外務省「条約データ検索」：<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/>

検索方法

1. 大分類はチェックを入れない
2. 小分類は租税にチェックを入れる
3. 地域国名は「二国間で締結」にチェックを入れ、地域と国名を選びます。

地域と国名を選ばずに検索をすると154件（令和元年10月31日現在）が該当します。いくつかの条約を見てみましょう。

1. 中国からの留学生の場合

上記の検索の際に「二国間で締結」の地域を「アジア」、国名を「中国」と選択し検索しますと一番下に「所得に対する租税に関する（省略）協定」が出てきました。そのうちの1を選び、目次で該当を確認すると、第21条<学生、事業修習者等への給付金>が247ページと記載されております。

それでは、租税条約の第21条を見てみましょう。

247ページ最終行から248ページにかけて「その生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。」と規定されていますので、「届出書を提出して、源泉徴収はしない」という処理が必要になります。

中国との租税条約該当HP：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S59-223_1.pdf

2. ベトナムからの留学生の場合

次に、ベトナムからの留学生の場合についても同様に検索し、租税条約見てみましょう

ベトナムとの租税条約該当HP：https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H7-2361_2.pdf

第20条（2381ページ）に同様な規定があります。しかし、「ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る」とありますから、日本国外からの給付のみ免税となり、国内アルバイト給与の源泉徴収は必要となります。

このように、留学生の国籍により、租税条約が異なりますので、その都度、租税条約の確認が必要となります。

また、留学生は横のつながりが強く、「友人は源泉されていないのに、自分はされた」といった情報が直ぐに広まり、顧問先に苦情が入ることもあると聞いています。

このような事例がありますので、留学生のアルバイトを雇っている顧問先には、適切な指導をお願いします。

もともと、留学生を雇用する際に「扶養控除等（異動）申告書」を提出いただき、源泉税月額0円となる支給額以下の給与であれば、結果的に問題ないわけですが・・・

執筆担当：吉井 宏文（高崎支部）

令和元年10月31日

関東信越税理士会

調査研究部長 渡邊 信子

国際小委員長 笹尾 博樹

日時 令和元年11月7日(木)
10時30分～
場所 杉戸ガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 令和元年度「税を考える週間」について

(総務課)

期間：令和元年11月11日(月)～17日(日)

今年のテーマ：「暮らしを支える税」

別添1『令和元年度「税を考える週間」行事予定』参照

11月11日(月)～17日(日)は、「税を考える週間」です。

国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17

日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「暮らしを支える税」をテーマとして、国民の皆様は国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

熊谷税務署では、「納税表彰式」、「税務署長講演会（租税教室）」及び「税についての作文・標語等の展示」を予定しております。

(2) 令和元年分確定申告期における閉庁日対応について (総務課)
別添2「閉庁日対応税務署」参照

令和元年分確定申告期における閉庁日対応は、別添2「閉庁日対応税務署」のとおり、令和2年2月24日（月）及び3月1日（日）に実施します。

対応業務は、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談となります。

なお、納付については、取り扱っておりませんのでご注意ください。

(3) 令和元年分所得税及び復興特別所得税の予定納税（第二期分）について (管理運営部門)

イ 納期限	令和元年12月2日（月）
ロ 振替納税利用者の振替日	令和元年12月2日（月）
ハ 振替納税未利用者への納付書送付日	令和元年10月31日（木）

令和元年分所得税及び復興特別所得税の予定納税（第二期分）の納期限（振替納税利用者の振替日）は12月2日でございます。振替納税利用の関与先等に対しまして、前日までの残高確認をご指導いただきますようお願いいたします。

なお、振替納税を利用されていない方につきましては、10月31日に納付書を発送しておりますので、お送りした納付書に基づき納期限までに納付していただくようご指導願います。

また、口座振替依頼書を同封しておりますので、振替納税の利用勧奨についてもお願いいたします。今回振替依頼書をご提出いただいた場合の振替開始は、確定申告分からの利用となりますので、予定納税第二期分は納付書で納付いただきますよう、重ねてご指導をお願いいたします。

(4) 納税証明書オンライン請求の利用勧奨について (管理運営部門)
別添3「納税証明書のオンライン請求をご利用ください！」参照

イ 発送日	令和元年11月下旬（予定）
ロ 対象者	e-Taxの利用開始届出書が提出されていて、平成30年度中に税務署の窓口において入札参加指名願又は登録申請（更新）を理由に複数回の納税証明書交付請求手続きを行った者

納税証明書オンライン請求の利用勧奨文の発送につきまして、別添3「納税証明書のオンライン請求をご利用ください！」の文書にリーフレットを同封して、対象者に対しまして11月下旬の発送を予定しております。関与先等から照会がありましたらご指導をお願いいたします。

(5) 定期催告の発送について

(徴収部門)

発送日 令和元年11月12日(火)

(6) 財産債務調書及び国外財産調書の未提出者等への照会文書の送付について

(個人課税部門)

発送日 令和元年11月27日(水)

財産債務調書及び国外財産調書の未提出者に対する照会文書が、令和元年11月27日に関東信越国税局文書照会センターから発送されます。

問合せ先は文書照会センターとなっておりますが、関与先から質問等があった場合にはご指導いただくようご協力をお願いいたします。

(7) e-Tax等による法定調書の提出義務化について (個人課税部門)

別添リーフレット

「法定調書の作成・提出は、e-Taxで!!!」

「e-Taxまたは光ディスク等による提出基準の引き下げについて」

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等(CD・DVDなど)のよる提出が義務化されているところです。

平成30年度税制改正において法定調書に係るe-Tax等による提出義務の判定基準が「1,000枚以上」から「100枚以上」に引き下げられ、令和3年1月1日以後に提出すべき法定調書から適用されることになっておりますので、法定調書につきましてもe-Taxの積極的な利用をお願いします。

(8) 自宅等からのe-Tax・スマホ申告の推進について (個人課税部門)

別添リーフレット

「パソコン スマホから確定申告」

「スマホでラクラク確定申告」

平成31年1月からe-Taxの利用手続の簡便化及びスマホ申告が導入され、令和2年1月以降は、スマホ専用画面の利用対象者が前年に比べて大幅に拡大するほか、マイナンバーカード対応のスマホの場合はマイナンバーカード方式によるe-Taxも可能となるなど、その利便性が一層向上します。

当局としては、ID・パスワード方式やスマホ申告などの自宅等からのe-Tax・スマホ申告の一層の推進を図ることとしており、給与所得者及び年金所得者を対象とした周知・利用勧奨について、局署を挙げて取り組むこととしております。

税理士会熊谷支部の先生方におかれましても、関与先法人等に対しまして、従業員の方への「確定申告書作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax・スマホ申告に係る周知等を行っていただきますとともに、関与先法人等から従業員の申告相談等の実施について相談があった場合には、当該法人と協議の上、積極的にご対応いただくようご協力をお願いいたします。

(9) 確定申告期の税務支援について

(個人課税部門)

イ 協議派遣事業におけるe-Tax（代理送信）の推進について

令和元年分確定申告期において、税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会においては、先生方の代理送信によるe-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。

令和元年分においても、10の青色申告会・5つの農業青色申告会ともに、代理送信によるe-Taxが徹底されるよう協議しているところです。先生方におかれましても、昨年まで手書きで申告書を作成していた青色申告会でも、令和元年分は国税庁HP確定申告書等作成コーナーなどを利用し、e-Tax送信を基本とした申告書等の作成になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、先生方の事務所で使用しているベンダーとは操作方法等異なるところもあるかと思われます。また、次にお伝えする無料相談会場でも国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用いたします。

操作方法等につきましては本年度も埼玉工業大学の協力を得て、令和2年1月29日（水）午後、31日（金）午後にe-Tax研修会を開催いたしますので、操作方法等に不安がある先生におかれましては積極的な参加をお願いいたします。研修会の開始時間等詳細については、改めてお知らせいたします。

ロ 無料申告相談の日程等について

令和元年分確定申告期の無料申告相談を本年度も税理士会熊谷支部の先生方をお願いすることとしております。

おって、熊谷支部から派遣に関し協力依頼等ご連絡があるものと思われます。確定申告期間中のご多忙の中、大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

(10) 「税理士法第33条の2に規定する書面添付に係るチェックシート活用〔相続税〕」の活用について

(資産課税部門)

別添4「相続税申告に係る書面添付制度の更なる普及・定着のために」参照

別添5「チェックシートの主な改訂内容」参照

別添6「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」参照

※「チェックシート」掲載場所

国税庁HP 関東信越国税局サイト「新着情報一覧」

相続税の申告に係る添付書面の作成に資するため、「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」の活用をお願いしていたところですが、今般の税制改正等を踏まえ、個人の事業用資産についての納税猶予の特例に係る確認事項を追加するなど、チェックシートの改訂をしましたので、引き続き添付書面作成の際に活用願います。

なお、チェックシートを活用いただいた場合には、「相続税申告に係る書面添付制度の更なる普及・定着のために」にあるように添付書面の「5 その他」欄に「申告書の作成に当たっては、別添のチェックシートを活用し各項目の確認を行い検討した。」旨の文言を記載していただき、添付書面とともに提出していただきますようお願いいたします。

当局としては、添付書面の記載事項に加え、チェックシートの各項目についても幅広く意見聴取を実施することとしておりますので、書面添付制度の更なる普及・定着に向けたこの取組についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、チェックシートは、国税庁ホームページの関東信越国税局サイトにおける「新着情報一覧」に掲載しています。

- (11) 土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価について (資産課税部門)
別添7「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」参照

- (12) 扶養控除等の見直し依頼文書の発送について (法人課税部門)

給与の受給者のうち、扶養控除等の誤りが見込まれる源泉徴収義務者(約300通)に対しまして見直しの依頼文書を発送しております。関与先から質問等があった場合にはご指導いただくようご協力をお願いいたします。

- (13) 酒類業振興施策の周知について (酒類指導官)
別添8「酒類業の振興について(令和元年9月 関東信越国税局・税務署)」参照

添付書類

- 1 令和元年度「税を考える週間」行事予定
- 2 閉庁日対応税務署
- 3 納税証明書のオンライン請求をご利用ください！
- 4 相続税申告に係る書面添付制度の更なる普及・定着のために
- 5 チェックシートの主な改訂内容
- 6 税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕
- 7 土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価
- 8 酒類業の振興について（令和元年9月 関東信越国税局・税務署）

リーフレット

- 「法定調書の作成・提出は、e-Taxで！！」
- 「e-Taxまたは光ディスク等による提出基準の引き下げについて」
- 「パソコン スマホから確定申告」
- 「スマホでラクラク確定申告」

6 熊谷市役所からの連絡事項

- (1) 令和2年度給与支払報告書総括表の送付及びeLTAXの利用促進について
(市民税課)

別添リーフレット「eLTAX」参照

- イ 発送日 令和元年12月3日（火）
ロ 対象者 前年度に給与支払報告書の提出があった事業所等（電子データで提出された事業所を除く）

- (2) 令和2年度固定資産税償却資産申告書の送付について (資産税課)

- イ 発送期日 令和元年12月1日（予定）
ロ 発送内容 償却資産申告書一式・申告の手引き
ハ 発送対象 熊谷市内において事業に供する償却資産を所有している下記の者
①すでに例年申告書を送付している個人・事業者
②本年中から事業を開始している個人・事業者
ニ 申告期限 令和2年1月31日

※あらかじめ、プレプリントされている資産内容に、買替・新規調達・廃止の内容を記入し、申告してください。eLTAXの積極的なご活用をお願いいたします。本年中に事業開始されたにもかかわらず送付されなかった場合やその他の理由により送付漏れ等ございましたら、資産税課償却資産担当（内線 252）までご連絡ください。

(3) 熊谷市の企業立地支援制度について
別添リーフレット「企業立地支援ガイド」参照

(商工業振興課)

リーフレット

○「eLTAX」

○「企業立地支援ガイド」

令和元年度「税を考える週間」行事予定

1 納税表彰式

日 時 11月13日(水) 午後3時～
場 所 熊谷文化創造館「さくらめいと」月のホール

2 講演会等

○行事名 三団体(法人会・青色申告会・納税貯蓄組合)
女性部共催「租税教室」

講師:熊谷税務署長 片桐 亨
演題:「もっと知りたい税のこと」

日 時 11月11日(火) 午後2時30分～
場 所 ホテルガーデンパレス

○行事名 公益社団法人熊谷法人会主催
「税を考える週間」講演会

講師:大林 素子 氏(元女子バレーボール日本代表)
演題:「マイ・ドリーム」

日 時 11月13日(火) 午後4時～
場 所 ホテルガーデンパレス

○行事名 納税貯蓄組合・法人会・間税会共催
税の作文・標語・絵はがき展

日 時 11月9日(土)～11月17日(日)
場 所 八木橋百貨店

○行事名 税の作文・標語・絵はがき展
日 時 11月11日(月)～11月17日(日)
場 所 熊谷税務署 1階玄関ロビー

○行事名 税の作文・標語・絵はがき展
日 時 11月11日(月)～11月17日(日)
場 所 熊谷市役所

○行事名 税の作文・標語・絵はがき展
日 時 11月11日(月)～11月17日(日)
場 所 深谷市役所

○行事名 税の作文・標語・絵はがき展
日 時 11月11日(月)～11月17日(日)
場 所 寄居町役場

国税局(所)	都道府県	令和2年2月24日の月曜日及び3月1日の日曜日に開庁日対応する税務署名等
札幌国税局	北海道	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東
仙台国税局	青森県	青森
	岩手県	【盛岡】
	宮城県	仙台北・仙台中 合同会場（仙台北・仙台中・仙台南）
	秋田県	合同会場（秋田南・秋田北）
	山形県	【山形】
関東信越国税局	福島県	【福島】
	茨城県	【土浦】・【竜ヶ崎】 合同会場（水戸・日立・太田）
	栃木県	【宇都宮】
	群馬県	【前橋】・【高崎】
	埼玉県	川越・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 合同会場（熊谷・行田） 合同会場（川口・西川口） 合同会場（浦和・大宮）
	新潟県	【新潟】
	長野県	【長野】
東京国税局	千葉県	千葉東・千葉南・千葉西・【市川】・船橋・【木更津】・松戸・【成田】・柏
	東京都	杉並・荻窪・豊島・板橋・葛飾・八王子・武蔵野・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 合同会場（麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島・江東西・江東東） 合同会場（品川・荏原） 合同会場（四谷・新宿・中野） 合同会場（目黒・世田谷・北沢・玉川・渋谷） 合同会場（大森・雪谷・蒲田） 合同会場（王子・荒川） 合同会場（練馬東・練馬西） 合同会場（足立・西新井） 合同会場（江戸川北・江戸川南） 合同会場（立川・青梅）
	神奈川県	横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・平塚・鎌倉・藤沢・小田原・ 相模原・厚木・大和 合同会場（鶴見・横浜中・保土ヶ谷）
	山梨県	甲府
	富山県	【富山】
	石川県	金沢
	福井県	福井
名古屋国税局	岐阜県	合同会場（岐阜北・岐阜南）
	静岡県	合同会場（静岡・清水） 合同会場（浜松西・浜松東）
	愛知県	豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 合同会場（千種・名古屋中・昭和） 合同会場（名古屋東・名古屋北・尾張瀬戸） 合同会場（名古屋西・名古屋中村・熱田・中川） 合同会場（刈谷・西尾）
	三重県	【津】
	滋賀県	合同会場（大津・草津）
大阪国税局	宇治	宇治
	京都府	合同会場（上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見）
	大阪府	豊能・吹田・枚方・茨木・八尾・【富田林】・【門真】・東大阪 合同会場（大阪福島・西・港・天王寺・浪速・西淀川・東成・生野・旭・城東・阿倍野・住吉・ 東住吉・西成・東淀川・北・大淀・東・南） 合同会場（堺・泉大津） 合同会場（岸和田・泉佐野）
	兵庫県	【姫路】・【尼崎】・【明石】・【伊丹】・【加古川】 合同会場（灘・兵庫・長田・須磨・神戸） 合同会場（西宮・芦屋）
	奈良県	合同会場（奈良・葛城）
	和歌山県	和歌山
	鳥取県	【鳥取】
広島国税局	島根県	【松江】
	岡山県	合同会場（岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸）
	広島県	合同会場（広島東・広島南・広島西・広島北）
	山口県	【山口】
	徳島県	【徳島】
高松国税局	香川県	【高松】
	愛媛県	松山
	高知県	高知
福岡国税局	香椎・【西福岡】	香椎・【西福岡】
	福岡県	合同会場（門司・若松・小倉・八幡） 合同会場（博多・福岡）
	佐賀県	佐賀
	長崎県	【長崎】
熊本国税局	熊本県	合同会場（熊本西・熊本東）
	大分県	【大分】
	宮崎県	【宮崎】
	鹿児島県	【鹿児島】
沖縄国税事務所	沖縄県	合同会場（那覇・北那覇）

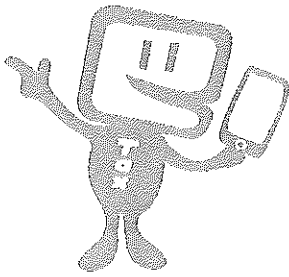
(注1) 合同会場では、() 内の税務署管内の納税者の申告書の收受を行う。
(注2) 【 】書きの税務署は、署外会場を示す。

令和元年 月 日

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	様 (御中)

熊 谷 税 務 署 長

※この文書は、納税証明書の請求を行った方で、e-Tax
をご利用されている皆様にお送りしております。



納税証明書のオンライン請求を ご利用ください！

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレット端末があれば、電子証明書やICカードリーダライタがなくても、オンラインで納税証明書の請求が可能です。

納税証明書を請求される場合には、便利なオンライン請求を是非ご利用ください。

納税証明書のオンライン請求のメリット等については、同封のチラシをご覧ください。

税務署連絡先 熊谷税務署 管理運営担当 ○○ ○○

電話 _____

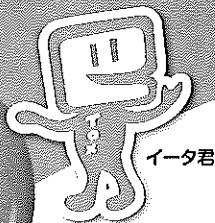
※ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。

納税証明書のオンライン請求の詳しい内容については、

e-Tax ホームページをご覧ください。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

e-Tax
を使った



スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。

納税証明書の請求は 便利なオンライン請求を ご利用ください!



自宅等のパソコンや
スマートフォン、
タブレット端末で
納税証明書請求
データを作成します。

自宅等で
請求データを作成

オンライン請求

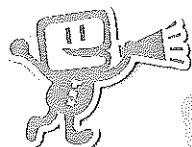
※電子署名及び電子証明書の
送信が不要です!!



窓口で書面により
請求する場合と比べ
短い時間で受け取れます。

(請求日当日の受取を
指定された場合には、
多少お時間をいただく
ことがあります。)

税務署窓口で
本人確認後に受取



1
メリット

こんなメリットも!

2
メリット

手数料が安価です。 窓口での待ち時間が
短縮できます。

1 税目 1年度
1 枚 370円 (通常400円)

e-Taxの
利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

5月、8月、11月の最終の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

★なお、平成31年1月からは、平日(月曜日～金曜日)は24時間、毎月の最終の土曜日及び日曜日は8時30分から24時となります。

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

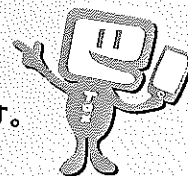
e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

詳しい手続は裏面をご覧ください。

税 国 税 庁

オンライン請求 の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ
(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)または
e-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)



1

自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を
選択し作成してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒



(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

2

オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合
には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の
場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4

納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
- ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でも
お使いいただけます。)(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の
情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

相続税申告に係る

書面添付制度の更なる普及・定着のために・・・

『税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕』を活用した添付書面の作成を！

相続税申告に係る添付書面の作成に当たっては、「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」(以下「チェックシート」といいます。)の活用をお願いします。チェックシートを活用して作成された添付書面を基に意見聴取を行い、積極的に疑問点を解明していくこととしています。

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、税理士法第33条の2の規定に基づき作成されたものであり、各事項を詳しく記載していただくことで、申告書の作成に役立つものと期待しています。また、申告書の作成に役立つものと期待しています。また、申告書の作成に役立つものと期待しています。

このチェックシートは、国税庁ホームページの関東信越国税局サイトにおける「新着情報一覧」に掲載されています。

相続税申告書(平成〇年〇月〇日 相続開始)に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 (33の2①)

氏名又は名称	税務所所在地	電話番号
氏名	氏名	氏名

4 相談に応じた事項

事 項	相 談 の 要 旨
○ 相続財産の範囲	○ 財産の名称に問わず、被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を相続人に説明した上で、相続人及びその家族の各相続財産について、贈与関係、保有状況及び取引状況を確認した。
○ 遺産分割協議	○ 申告に当たっては、各権利を最大限に活用できるような遺産分割を行いたい旨の相談があり、本件に適用可能な相続法 19 条の2 (配偶者に対する相続税額の軽減) 及び第69 条の4 (小規模宅地等) についての相続税の課税価格の計算の特例) の各規定を最大限に適用する場合の計算方法について説明した。 この結果、全ての相続人の合算の下、居住用建物の敷地について、小規模宅地等の特例を適用することとした。

5 その他

- 申告書の作成に当たっては、別添のチェックシートを活用し、各項目の確認を行い検討した。

○ 具体的には・・・

- ① 相続税の申告書を作成する際にチェックシートを活用して添付書面を作成し、
- ② 添付書面の「その他」欄にチェックシートを活用した旨を記載した上で、
- ③ 申告書とともに、添付書面及びチェックシートを提出します。

○ 意見聴取では・・・

納税者に税務調査の日時等を通知するときは、あらかじめ意見聴取を行います。
意見聴取では、添付書面の記載事項に加え、チェックシートの各項目についても幅広く意見をお聴きします。

○ 意見聴取の結果・・・

チェックシートを活用して作成した添付書面に基いて意見聴取を行った結果、疑問点等が解明されて調査に移行しないケースの増加が期待できます。

⚠ 「その他」欄に記載を！

チェックシートを活用した旨の記載をお願いします。

書面添付制度の普及・定着に向けた当局の取組に、ご理解とご協力をお願いします！

関東信越国税局・税務署

○ チェックシートの主な改訂内容

項 目	内 容
現金・預貯金等	「確認事項」欄に入出金の使途等の確認項目を追加するとともに、「確認書類」欄に確認期間、確認書類を記載できるよう追加
その他の財産	「確認事項」欄に直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例の適用に関する確認する事項を追加
相続時精算課税適用財産	相続財産に加算すべき財産の申告漏れがないように、「確認事項」欄に加算対象となる受贈者の記載を追加
生前贈与財産の相続財産への加算	相続財産に加算すべき財産の申告漏れがないように、「確認事項」欄に加算対象となる受贈者の記載を追加
小規模宅地等	・ 非同居親族が特定居住用宅地の特例の適用を受ける場合の「確認書類」欄に「相続開始の時ににおいて自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類」を追加 ・ 個人版の事業承継税制の創設により、確認すべき事項を追加 ・ 特定事業用宅地の特例うち、相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等の適用要件が見直されたことから、確認すべき事項を追加
・ 農地等についての相続税の納税猶予 ・ 非上場株式等についての相続税の納税猶予（特例措置） ・ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（特例措置）	・ 各納税猶予の担保提供書類に関する「確認事項」欄に「期限内」であることを確認する事項を追加 ・ 都道府県知事の認定書及び確認書に関する「確認書類」欄に「同規則第17条第4項の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し」を追加

※東京局において使用しているチェックシートと同一の様式となっている。

税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、税理士法第33条の2の規定に基づく添付書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していただくよう確認すべき事項をまとめたものであり、「確認事項」をご確認の上、「確認」欄にチェックし、さらにその事項に係る該当の有無を「該当の有無」欄にチェックしてください。また、確認した書類又はその写しを申告書に添付した場合、「添付」欄にチェックをお願いいたします。

なお、「確認書類」欄のカッコ内には、当該確認に用いた書類の名称を記載願います。

(令和元年5月以降用)

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (☐)	該当の 有無(☐)	添付 (☐)
相続税の納税地	○ 被相続人の死亡時の住所地を納税地として いますか。 ※ 住所地とは、被相続人の「生活の本拠」 をいい、住民登録上の住所と一致しない場 合があります。	○ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続 開始の日以後に作成されたもの） （※3） ○ 老人ホーム等への入所時における契 約書の写し等	☐	—	☐ ☐
相 続 人 等	① 法定相続人に誤りはありませんか。 ② 相続人に未成年者や障害者の方はいません か。	○ 戸籍の謄本、法定相続情報一覧図の 写し等（※1） ○ 特別代理人選任の審判の証明書、身 体障害者手帳等	☐ ☐	— ☐ 有 ☐ 無	☐ ☐
相続財産の分割等	① 遺産分割協議書はありますか。 ② 遺言書はありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印鑑 証明書（※2） ○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書の 写し等（※2）	☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	☐ ☐
相 不 動 産	① 未登記不動産はありませんか。 ② 共有不動産はありませんか。 ③ 先代名義の不動産はありませんか。 ④ 他の市区町村に所在する不動産はありません か。 ⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。	○ 所有不動産が確認できるもの （固定資産税評価証明書、登記済権 利証、登記事項証明書、国外財産調 書（控）等）	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	⑥ 他人の土地の上に存する建物（借地権）及び 他人の農地を小作（耕作権）しているものは ありませんか。	○ 土地の賃貸借契約書、小作に付され ている旨の農業委員会の証明書	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	① 名義は異なるが、原資、管理及び運用等の状 況から被相続人に帰属するものではありません か（無記名の有価証券も含まれます。）。	○ 証券、株券、通帳又はその預り証	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権はあ りませんか。 ③ 増資等による株式の増加分や端株について計 上漏れはありませんか。 （端株を有する場合⇒該当「有」） ④ 日本国外の有価証券はありませんか。	○ 評価明細書等 ○ 配当金支払通知書（保有株数表示） 等 ○ 証券、株券又はその預り証、国外財 産調書（控）等	☐ ☐ ☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	☐ ☐ ☐ ☐
財 産	① 相続開始直前に、被相続人の預金口座等から 出金された現金を確認し、相続開始日の現金 残高を手元現金に含め計上していますか。 （被相続人の預金口座から出金された現金を 相続開始日の手元現金に含めている場合⇒該 当「有」）	○ 預貯金・貸付信託等の残高証明書 （相続開始日現在のもの）、預貯金 通帳（国外金融機関の預貯金であれ ばステートメント）等 ⇒ 相続開始前____年分確認。 確認した名義、取引金融機関名、口座番号等 _____ _____ _____ その他確認書類 _____ _____ _____	☐ ☐ ☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 — ☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	☐ ☐ ☐ ☐
	② 預貯金や現金などの増減について、相続開始 前5年間程度の期間における入出金の使途等 を確認していますか。		☐	—	☐
	③ 名義は異なるが、原資、管理及び運用等の状 況から被相続人に帰属するものではありません か。		☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	④ 日本国外の預貯金はありますか。		☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。 （既経過利息の計算を行っている預貯金等を 有する場合⇒該当「有」）		☐	☐ 有 ☐ 無	☐

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (☐)	該当の 有無(☐)	添付 (☐)
相	事業用・ 家庭用財産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無の確認をしていますか。 （事業用財産や農業用財産を有する場合⇒該当「有」） ② 家庭用財産はありませんか。	○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）、所得税青色申告決算書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	生命保険金	① 生命保険金及び生命保険契約に関する権利はありませんか。 ② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。	○ 保険証券、支払保険料計算書、生命保険金の支払通知書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	退職手当金等	○ 功労金及び弔慰金等で、退職手当金等に該当するものはありますか。	○ 退職手当金の支払通知書、法人税確定申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	立 木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。 （立木を有する場合⇒該当「有」）	○ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見書など	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
続 財 産	その他の財産	① 未収金（給与、地代、家賃、配当等）はありませんか。 ② 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金及び立替金等はありませんか。 ③ 庭園設備、自動車、バイク及び船舶等はありませんか。 ④ 貴金属、書画及び骨とう品はありませんか。	○ 賃貸借契約書、通帳、配当金支払通知書等 ○ 金銭消費貸借契約書、法人税確定申告書（控）、借用証等 ○ 現物の確認（最近取得している場合は、取得価額の分かる書類） ○ 種別、作者名、作品題名、サイズ、形状（掛物、額、巻物等の別）、箱の有無等を記載した評価額の分かる書類及び写真	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑤ ゴルフ会員権やレジャークラブ会員権等はありませんか。 ⑥ 特許権、著作権、営業権、電話加入権等はありませんか。 ⑦ 所得税及び復興特別所得税の確定申告や準確定申告の還付金の有無は確認していますか。 （還付金を有する場合⇒該当「有」） ⑧ 損害保険契約に関する権利はありませんか。	○ 会員証（券） ○ 評価明細書等 ○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）、通帳等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑨ 「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありますか。 ⑩ 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の特例の適用に係る残額はありますか。	○ 結婚・子育て資金非課税申告書（控）等 ○ 教育資金非課税申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		○ 被相続人の相続人や孫の方が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）を相続財産に加算していますか。	○ （被相続人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税制度の適用を受けていた場合）相続時精算課税適用財産の明細、贈与税の申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	生前贈与財産の 相続財産への加算	○ 相続や遺贈によって財産を取得した方が相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産を相続財産に加算していますか（贈与税の基礎控除以下のものを含みます。）。 （被相続人から相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産を有する場合⇒該当「有」）	○ 相続開始前3年間の預貯金及び有価証券の取引明細等（家族分も含みます。）、贈与契約書、贈与税の申告書（控）等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
債 務 ・ 葬 式 費 用		① 借入金等はありませんか（連帯債務を含む。）。 ② 未納の固定資産税・所得税等の税金はありませんか。 ③ 預り保証金（敷金）等の計上漏れはありませんか。（預かり保証金等を有する場合⇒該当「有」） ④ 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済する必要のなくなった金額を債務として控除していませんか。 ⑤ 相続放棄した相続人（包括受遺者を除く。）が引き継いだ債務を債務控除していませんか。 ⑥ 法会や香典返しに要した費用、墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	○ 借用書、請求書、金銭消費貸借契約書、納付書、納税通知書等 ○ 賃貸借契約書等 ○ 住宅ローンの設定契約書等 ○ 相続権利放棄申述の証明書等 ○ 領収書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
				☐	☐ 有 ☐ 無	☐

[illegible]

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (イ)	該当の 有無(ロ)	添付 (ハ)
特	小規模宅地等	① 必要な書類を添付していますか。 （小規模宅地等の特例を適用する場合⇒該当「有」）	○ 申告書第11・11の2表の付表1等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 被相続人が老人ホーム等に入所したことにより居住されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	○ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの） （※3） ○ 要介護認定書類等 ○ 老人ホーム等への入所時における契約書の写し等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐ ☐ ☐
		③ 同居親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に 必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	○ 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		④ 非同居親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に 必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	○ 取得した者の相続開始日前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類（※4） ○ 相続開始日前3年以内にその取得者が居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、自己の三親等内の親族又はその親族と特別の関係のある一定の法人が所有する家屋以外の家屋であることを証する書類 ○ 相続開始の時ににおいて自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時ににおいても所有していたことがないことを証する書類	☐	☐ 有 ☐ 無	☐ ☐
		⑤ 特定居住用宅地等の上に存する建物が二世帯住宅で、その建物が区分所有建物である場合には、被相続人の居住の用に供されていた部分を確認していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	○ 登記事項証明書	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑥ 特定居住用宅地等は取得者ごとの居住継続、所有継続要件を満たしていますか。 （要件を満たしている場合⇒該当「有」）	○ 特例の適用を受ける宅地等を自己の居住用に供していることを明らかにする書類（※4）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑦ 特定同族会社事業用宅地等の適用を受ける場合に 必要な書類を添付していますか。 （上記の場合に該当するとき⇒該当「有」）	○ 特例の対象となる法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有する法人の株式（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの ○ 特例の対象となる法人の定款の写し ○ （ ）	☐ ☐	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	☐ ☐
		⑧ 個人の事業用資産についての納税猶予の特例の適用を受けた、又は、受ける相続人がいるにもかかわらず特定事業用宅地等を適用していませんか。		☐ ☐	— —	☐ ☐
		⑨ 相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（平成31年4月以後から新たに事業の用に供されたものに限り、また、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が当該宅地の相続時の15%以上である場合を除きます。）に特定事業用宅地等を適用していませんか。	○ 収支内訳書（控）（不動産所得用）等	☐	—	☐
		⑩ 貸地（貸駐車場等）について特定事業用宅地等の80%減をしていませんか。	○ 収支内訳書（控）（不動産所得用）等	☐	—	☐
		⑪ 限度面積の計算を適正にしていますか。	○ 申告書第11・11の2表の付表1	☐	—	☐
		⑫ 分割が確定していない宅地について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	☐	—	☐
例	特定計画山林	① 必要な書類を添付していますか。 （特定計画山林の特例を適用する場合⇒該当「有」）	○ 森林経営計画書 ○ 特例の適用を受ける資産の内容の分かるもの	☐	☐ 有 ☐ 無	☐ ☐
		② 調整限度額の計算を適正にしていますか。	○ 申告書第11・11の2表の付表2等	☐	—	☐
		③ 分割が確定していない特定計画山林について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	☐	—	☐

項	目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (b)	該当の 有無(l)	添付 (l)
特	配偶者の減 税額	○ 分割が確定していない財産について、特例を適用していませんか。（※5）	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	☐	—	☐
	農地等につ いての相続 税の納税猶 予	① 必要な書類を添付していますか。 （農地等納税猶予の特例を適用する場合⇒該 当「有」）	○ 農業委員会の適格者証明書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 期限内申告ですか。		☐	—	—
③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。		○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
④ 被相続人は死亡の日まで、特例適用農地について農業を営んでいましたか。 （営んでいた場合⇒該当「有」）		○ （ ）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
⑤ 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けていませんか。 （受けている場合⇒該当「有」）		○ 贈与税の申告書（控）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
⑥ 特例適用者は相続人であり、かつ速やかに農業経営を開始していますか。 （相続人で農業経営を開始している場合⇒該当「有」）		○ （ ）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
⑦ 現況が農地等以外の土地又は特定市街化区域農地等（都市営農農地等を除きます。）に特例を適用していませんか。		○ （ ）	☐	—	☐	
⑧ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）		○ 担保目録及び担保提供書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
非上場株式 等についての 相続税の納税猶 予（特例措 置） （※6）	① 必要な書類を添付していますか。 （非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例を適用する場合⇒該当「有」）	○ 会社の定款の写し等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
	② 期限内申告ですか。		☐	—	—	
	③ 遺言書又は遺産分割協議書はありますか。	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書（※2）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
	④ 都道府県知事の認定書及び確認書はありますか。	○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第10項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第7項の申請書の写し	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
	⑤ 「特例承継計画」（会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載したもの）を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、令和5年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けましたか。	○ 同規則第17条第4項の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
	⑥ 特例適用者が取得した非上場株式等は、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間に最初のこの特例の適用に係る相続又は遺贈による取得、又は、その取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続又は遺贈による取得ですか。	○ 承継計画等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
	⑦ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	○ 担保目録及び担保提供書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐	
例	非上場株式 等の贈与者 が死亡した 場合の相続 税の納税猶 予（特例措 置） （※6）	① 必要な書類を添付していますか。 （非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予を適用する場合⇒該当「有」）	○ 会社の登記事項証明書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		② 贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける受贈者に係る贈与者の死亡ですか。 （上記に該当する場合⇒該当「有」）	○ 贈与税の申告書（控）	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		③ 期限内申告ですか。		☐	—	—
		④ 都道府県知事の確認書はありますか。	○ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第6項の都道府県知事の確認書の写し及び同条2項の申請書の写し	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
		⑤ 担保提供関係書類を期限内に提出していますか。 （担保提供関係書類を期限内に提出している場合⇒該当「有」）	○ 担保目録及び担保提供書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐

項 目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確 認 書 類	確認 (☐)	該当の 有無(☐)	添付 (☐)
税 額 計 算 等	① 養子が2人以上いる場合、法定相続人の数に含める養子の数に誤りはありませんか（実子がいる場合には1人、実子がいない場合には2人となります。）。	○ 戸籍の謄本、法定相続情報一覧図の写し等（※1） その他確認書類	☐	-	☐
	② 法定相続分の計算に誤りはありませんか（特に相続人に代襲相続人がいる場合。）。		☐	-	☐
	③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が孫（いわゆる孫養子を含み、代襲相続人を除きます。）や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の2割加算をしていますか。 （上記相続人がいる場合⇒該当「有」）		☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	④ 相続人が未成年者である場合に、過去に未成年者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 （過去に適用している場合⇒該当「有」）		☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	⑤ 相続人が障害者である場合に、過去に障害者控除の適用を受けている場合は、前の相続における控除不足額を限度として控除していますか。 （過去に適用している場合⇒該当「有」）		☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	⑥ 法令の適用誤り、税額の計算誤り等はありませんか。		☐	-	☐
そ の 他	① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。 （土地等の譲渡代金がある場合⇒該当「有」）	○ ()	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	② 前回以前の相続の時に被相続人が取得した財産のうち、今回の相続財産に計上すべきものの有無を確認していますか。 （前回以前の相続において取得した場合⇒該当「有」）	○ 前回の相続の際の遺産分割協議書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	③ 多額の債務がある場合、その借入れによって取得した財産は、相続財産に反映されていますか。 （多額の債務及び借入金がある場合⇒該当「有」）	○ 金銭消費貸借契約書等	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	④ 相続税の延納、物納をされる場合には、申請書等及び関係書類を相続税の申告書とともに申告期限（納期限）内に提出していますか。 （延納・物納をする場合⇒該当「有」）	○ ()	☐	☐ 有 ☐ 無	☐
	⑤ 非課税財産（墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの）を相続財産に計上していませんか（ただし、商品、骨とう品又は投資目的で所有するものを除く。）。	○ ()	☐	-	☐

（※1）次に掲げるいずれかの書類（複写したものを含みます。）の提出が必要です。

- ① 相続開始の日から10日を経過した日以後に作成された「戸籍の謄本」で、被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
② 図形式の「法定相続情報一覧図の写し」（子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかがわかるように記載されたものに限り、）
なお、被相続人に養子がいる場合は、その養子の戸籍の謄本又は抄本（複写したものを含みます。）も提出が必要です。

（※2）配偶者の税額軽減、小規模宅地等の特例、農地等についての相続税の納税猶予の特例、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例、山林についての相続税の納税猶予の特例、医療法人の持分についての相続税の納税猶予の特例、特定受贈同族株式等に係る特定事業用資産の特例、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、必ず遺産分割協議書の写し、遺産分割協議書に押印した相続人全員の印鑑証明書の原本又は遺言書の写しの提出が必要です。

（※3）「戸籍の附票の写し」とは、市区町村長から交付を受けた戸籍の附票に記載された事項を証明した書類（原本）のことであり当該書類を複写（コピー）したものではありません。

（※4）特例の適用を受ける者がマイナンバー（個人番号）を有している場合は提出する必要はありません。

（※5）申告書の提出期限までに分割されていない財産を申告書の提出期限から3年以内に分割し、配偶者に対する相続税額の軽減の特例、小規模宅地等の特例及び特定計画山林の特例を受けようとするときは、「申告期限後3年以内の分割見込書」の提出が必要です。

（※6）「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（特例措置）」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類の確認には、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（特例措置）」等を使用してください。
なお、「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（一般措置）」等の適用を受けるための適用要件及び添付書類は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（一般措置）」等を確認してください。

被相続人氏名

相続人代表

住 所

氏 名

電 話

()

関 与 税 理 士	所 在 地	
	氏 名	
	電 話	()

別 添

土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価

近年、土砂災害特別警戒区域の指定件数が増加していることを踏まえ、土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価に当たり、その宅地に占める土砂災害特別警戒区域内となる部分の地積の割合に応じて一定の減額補正を行うこととした。

(評価通達 20-6 = 新設、13、20-5、20-7、付表 9 = 改正)

1 通達制定の趣旨

土砂災害防止法では、都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で一定のものを土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができ、この警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で一定のものを土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる（土砂災害防止法 7、9）。

このうち、特別警戒区域内にある宅地については、建築物の構造規制（土砂災害防止法 24、25）が課せられ、宅地としての通常の用途に供するとした場合に利用の制限があると認められることから、特別警戒区域内に存しない宅地の価額に比して、一定の減価が生ずるものと考えられる。

そして、近年、特別警戒区域の指定件数が増加しており、また、土砂災害防止法第 4 条に基づく特別警戒区域の指定等に係る基礎調査が平成 31 年度を目途に完了することが見込まれていることから、今後、更なる指定件数の増加が想定される。

このような状況を踏まえ、今般、特別警戒区域内にある宅地の評価方法を定めることとした。

2 通達改正の概要等

(1) 「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象

「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象となる宅地は、課税時期において、土砂災害防止法の規定により指定された特別警戒区域内にある宅地である^(注)。したがって、従前、特別警戒区域内にあったが、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の指定の事由がなくなったと認められ、課税時期前に特別警戒区域の指定が解除された場合には、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象とはならない。

(注) 特別警戒区域の指定及び解除は、公示によってその効力を生ずることとされている（土砂災害防止法 9 ⑥、⑨）ことから、当該公示の有無により特別警戒区域の指定及び解除を判断することとなる。

なお、警戒区域については、市町村地域防災計画による警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップによる周知など、市町村長等に義務は課せられているが、特別警戒区域に指定されない限り、宅地としての利用は法的に制限されない。さらに、警戒区域に指定されることにより、当該区域について一定の土砂災害発生の危険性の存在が公表されるが、一般に、警戒区域内にある宅地は、背後にがけ地が控える場合や谷・溪流の近くに存する

場合など、区域指定以前から当該危険性の存在は認識されている場合が多く、また、土砂災害発生の危険性は警戒区域内外にわたり比較的広範囲に及んでいることから、土地価格の水準に既に織り込まれているとも考えられる。

したがって、警戒区域内にあるとしても、特別警戒区域内に存しない宅地については、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象としていない。

(2) 「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の評価方法

特別警戒区域内にある宅地における建築物の構造規制に伴う減価としては、①構造強化等に係る対策費用の負担による減価及び②建築物の敷地として利用できないことによる減価が考えられる。ただし、経済合理性の観点からは、多額の対策費用を要する場合には、その費用を投じてまで建築物の敷地として利用することは通常考えられず、駐車場等として利用すると考えられることから、当該規制に伴う減価は、②の減価が下限値となる。これに加えて、①の減価については、汎用性のある対策費用の負担による減価の見積もりが困難であることや評価の簡便性を考慮すると、②の減価を反映した評価方法とすることが相当である。

そこで、特別警戒区域内となる部分を有する宅地の価額については、その宅地のうちの特別警戒区域内となる部分が特別警戒区域内となる部分でないものとした場合の価額に、その宅地の総地積に対する特別警戒区域内となる部分の地積の割合に応じて、次の「特別警戒区域補正率表」に定める補正率を乗じて計算した価額によって評価することとした。

なお、特別警戒区域は、基本的には地勢が傾斜する地域に指定されることから、特別警戒区域内にある宅地にはがけ地を含む場合もあると考えられるところ、評価通達20-5（（がけ地等を有する宅地の評価））における付表8に定めるがけ地補正率の適用がある場合においては、次の「特別警戒区域補正率表」により求めた補正率にがけ地補正率を乗じて得た数値を特別警戒区域補正率とすることとし、その最小値は0.50とした。

○ 特別警戒区域補正率表

特別警戒区域の地積 総 地 積	補正率
0.10 以上	0.90
0.40 //	0.80
0.70 //	0.70

(3) 倍率地域に所在する特別警戒区域内にある宅地

倍率方式により評価する地域（以下「倍率地域」という。）に所在する宅地の価額は、その宅地の固定資産税評価額に倍率を乗じて評価することとしている（評価通達21-2）。

特別警戒区域内の宅地の固定資産税評価額の算定については、特別警戒区域の指定による土地の利用制限等が土地の価格に影響を与える場合には、当該影響を適正に反映させることとされており、特別警戒区域に指定されたことに伴う宅地としての利用制限等により生ずる減価は、既に固定資産税評価額において考慮されていると考えられる。

したがって、倍率地域に所在する特別警戒区域内にある宅地については、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象としていない。

(4) 市街地農地等への適用関係

市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林及び市街地原野（以下、これらを併せて「市街地農地等」という。）については、評価通達 39（（市街地周辺農地の評価））、40（（市街地農地の評価））、49（（市街地山林の評価））及び 58－3（（市街地原野の評価））の定めにおいて、その農地等が宅地であるとした場合を前提として評価（宅地比準方式により評価）することとしているところ、市街地農地等が特別警戒区域内にある場合、その農地等を宅地に転用するときには、宅地としての利用が制限され、これによる減価が生ずることになる。

したがって、市街地農地等が特別警戒区域内にある場合には、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象となる。

また、雑種地の価額は、近傍にある状況が類似する土地に比準した価額により評価する（評価通達 82）ところ、評価対象となる雑種地の状況が宅地に類似する場合には宅地に比準して評価することとなり、農地等に類似する場合には農地等に比準して評価することとなる。このとき、市街化区域内の農地等の価額は宅地比準方式により評価することとしていることから、市街化区域内の雑種地についても、宅地比準方式により評価することとなる。

このような宅地に状況が類似する雑種地又は市街地農地等に類似する雑種地が特別警戒区域内にある場合、その雑種地を宅地として使用するときには、その利用が制限され、これによる減価が生ずることになる。

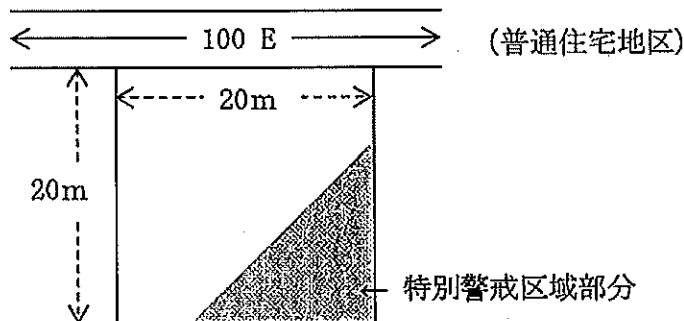
したがって、宅地に状況が類似する雑種地又は市街地農地等に類似する雑種地が特別警戒区域内にある場合には、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の適用対象となる。

(5) 具体的な計算例

「土砂災害特別警戒区域内にある宅地の評価」の具体的な計算例を示せば、次のとおりである。

(設例 1) 特別警戒区域内にある宅地の場合

- ① 総地積：400 m²
- ② 特別警戒区域内となる部分の地積：100 m²



【計算】

- 1 総地積に対する特別警戒区域となる部分の地積の割合

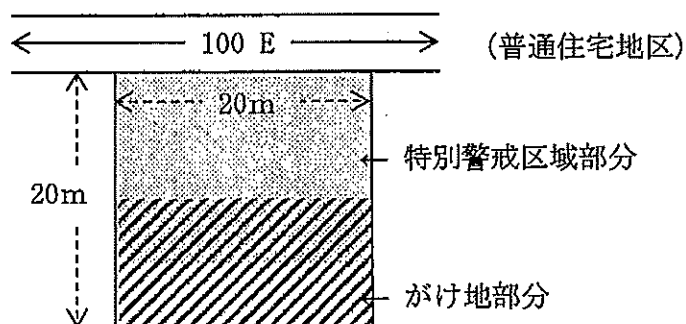
$$\frac{100 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2} = 0.25$$

2 評価額

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(路線価)} & & \text{(奥行価格補正率)} & & \text{(特別警戒区域補正率)} & & \text{(地積)} \\ 100,000 \text{ 円} & \times & 1.00 & \times & 0.90 & \times & 400 \text{ m}^2 = 36,000,000 \text{ 円} \end{array}$$

(設例 2) 特別警戒区域内にある宅地でがけ地等を有する場合

- ① 総地積：400 m²
- ② 特別警戒区域内となる部分の地積：300 m²
- ③ がけ地（南方位）の地積：200 m²



【計算】

- 1 総地積に対する特別警戒区域となる部分の地積の割合

$$\frac{300 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2} = 0.75$$

- 2 総地積に対するがけ地部分の地積の割合

$$\frac{200 \text{ m}^2}{400 \text{ m}^2} = 0.5$$

- 3 特別警戒区域補正率

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(特別警戒区域補正率表の補正率)} & & \text{(南方位のがけ地補正率)} & & \text{(特別警戒区域補正率)} & & \\ 0.70 & \times & 0.82 & = & 0.57^{(*)} & \text{(小数点以下2位未満を切捨て)} \end{array}$$

※ 0.50 未満の場合は、0.50 となる。

- 4 評価額

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(路線価)} & & \text{(奥行価格補正率)} & & \text{(特別警戒区域補正率)} & & \text{(地積)} \\ 100,000 \text{ 円} & \times & 1.00 & \times & 0.57 & \times & 400 \text{ m}^2 = 22,800,000 \text{ 円} \end{array}$$

(6) 適用時期

平成 31 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとした。

酒 類 業 の 振 興 に つ い て

令和元年9月 関東信越国税局・税務署

関東信越国税局及び税務署では、酒類業者が意欲的な取組ができるよう、また、輸出促進を図るため輸出環境整備に取り組むなど、酒類業の振興について事業所管官庁として積極的に推進していきます。

事業承継・マッチング支援

歴史的・文化的に重要な地場産業を形成してきた酒類業においても、事業の承継が重要な課題になっています。

後継者の決まっていない方に気付きの機会の提供、マッチング支援実施機関への紹介により後継者探しを支援します。

○ 事業承継セミナーの開催

- 埼玉県酒造組合、関東財務局と共催(10月4日)
- 栃木県酒造組合、宇都宮財務事務所と共催(11月13日)
- 茨城県酒造組合、水戸財務事務所と共催(11月22日)

○ マッチング支援の実施機関を紹介

- 日本政策金融公庫
- 事業引継ぎ支援センター
- 事業承継サイト「担い手探しナビ」(日本税理士会連合会運営)

輸 出 促 進

国際的な評価の高まりから拡大する輸出を更に促進するため、関係省庁・機関等と連携して、輸出環境整備に取り組んでいます。

○ 輸出・インバウンド対策研修の開催支援

○ 関東信越国税局管内輸出促進連絡会議の開催

○ 酒蔵マップの活用

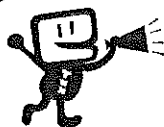
- 管内の酒類製造場を掲載した酒蔵マップを作製、掲示等しインバウンド需要を喚起

酒類業の振興について、ご理解ご協力をお願いいたします。また、酒類行政に関するご意見やご要望等につきまして、最寄りの税務署又は下に記載の税務署酒類指導官まで、ご連絡くださいますようお願いいたします。

【酒類指導官設置税務署】

- ・水戸 (TEL029-231-4211) ・宇都宮 (TEL028-621-2151) ・前橋 (TEL027-224-4371)
- ・熊谷 (TEL048-521-2905) ・浦和 (TEL048-600-5400) ・新潟 (TEL025-229-2151)
- ・長岡 (TEL0258-35-2070) ・長野 (TEL026-234-0111) ・松本 (TEL0263-32-2790)

法定調書の作成・提出は、^{イータックス}e-Taxで!!



① eLTAX による提出

給与の支払をする事業者の方は、給与支払報告書を市区町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要があります。eLTAX（地方税ポータルシステム）をご利用いただくと、市区町村に提出する給与支払報告書の電子申告用のデータを作成する際に税務署に提出が必要な給与所得の源泉徴収票のe-Tax用のデータも同時に作成することができます。

同時に作成したデータは、eLTAXに一括して送信することで給与支払報告書は市区町村に、給与所得の源泉徴収票についてはe-Taxで事業者の方の所轄税務署にそれぞれ提出されます。

（注）ご利用に当たっては、e-Taxの利用者識別番号の取得や電子証明書の登録などの事前準備が必要です。

② e-Tax による提出

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して提出ができます。

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

なお、e-Taxの利用に当たっては、Web上での入力により帳票の作成や提出ができるe-Taxソフト（WEB版）も提供しています。

e-Taxソフト（WEB版）については裏面をご覧ください。

③ 光ディスク等による提出

大量の法定調書を提出する場合には、1枚の光ディスク等（CD・DVDなど）で提出することができます。

なお、e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です（e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への申請は必要ありません。）。

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化（自己復号型）を行った上で提出することをお勧めいたします。

e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等（CD・DVDなど）による提出が義務化されています。

なお、令和3年1月1日以降に提出すべき法定調書については、提出義務の判定基準が「100枚以上」（現行：1,000枚以上）に引き下げられますのでご注意ください。



e-Tax ソフト (WEB版) で CSV 読込が便利!

- e-Tax ソフト (WEB 版) は、e-Tax ソフト (通常版) のダウンロードやパソコンへのインストールをすることなく、Web 上での入力により、インターネット経由で、帳票の作成や提出を行うことができます。
- ここでは、エクセルを利用して作成した CSV ファイルを読み込む方式で作成・提出する場合の流れについて説明しています。

- e-Tax ソフト (WEB 版) で作成できる法定調書 (及び同合計表)
 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 (社会保険診療報酬基金用)
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書
 - ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - ・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



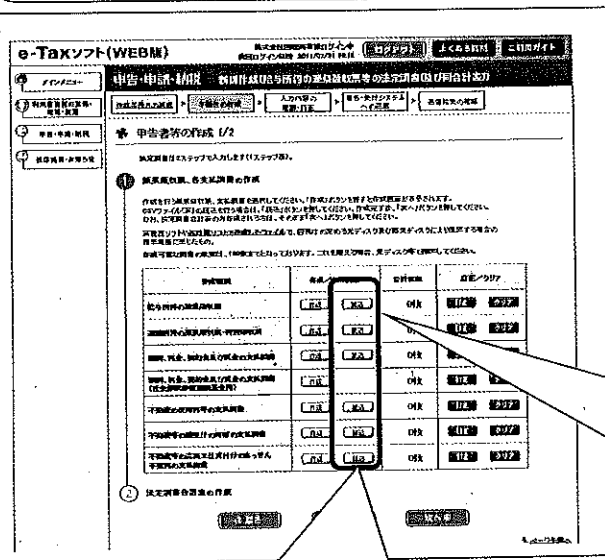
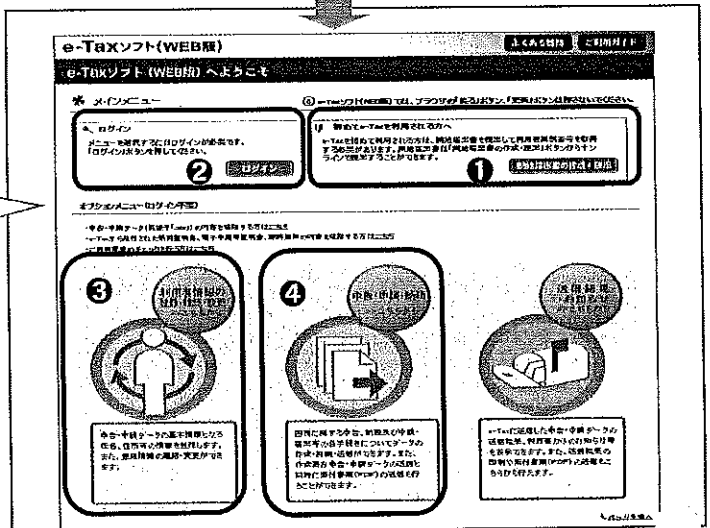
まず、e-Tax ホームページ
(www.e-tax.nta.go.jp) にアクセスし、
「e-Tax ソフト (WEB 版) (ログイン)」をクリック
します。
CLICK!!



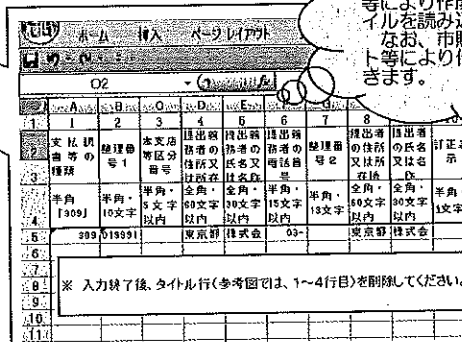
e-Tax を初めて利用する方は①から開始届出書の作成・提出をしてください。

既に e-Tax をご利用の方は②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の作成を行います。

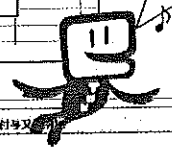


「読込」ボタンを選択し、提出する法定調書の CSV ファイルを読み込んだ後、「次へ」ボタンを押します。
その後、法定調書合計表を併せて作成します。

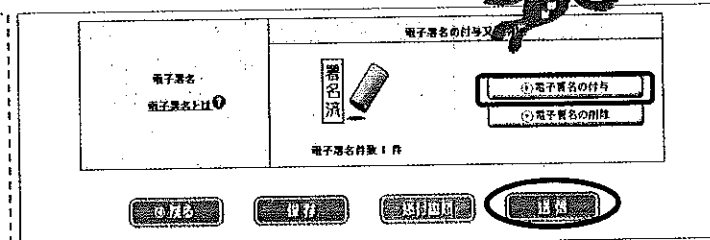


e-Tax ホームページに掲載されている入力フォーマット等により作成した CSV ファイルを読み込みます。
なお、市販の給与計算ソフト等により作成することもできます。

電子署名を付与して...
あとは、送信するだけ!



- (注) 1 一度に e-Tax ソフト (WEB 版) で読込できる法定調書のデータ件数の上限は、6,000 枚かつデータサイズ 20MB となっています。
- 2 インストールした e-Tax ソフト (通常版) を利用して法定調書を作成することも可能です。
- 3 e-Tax で法定調書等を送信する場合は、電子証明書 (電子署名) の添付が必要です。



※ 画面は令和元年7月現在の情報に基づいて作成しています。

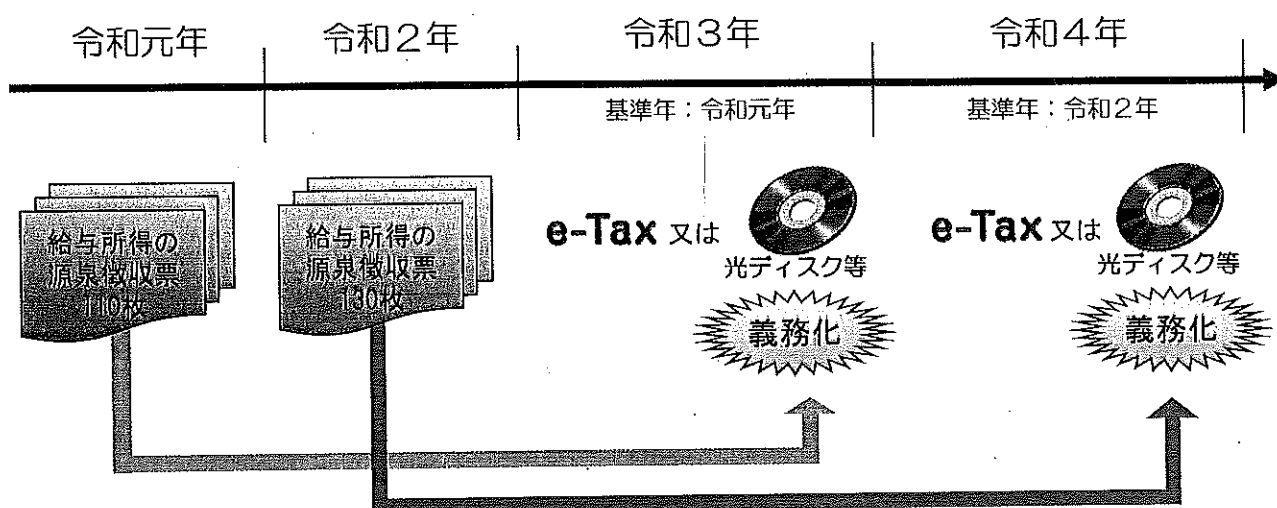
e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準が 100枚以上に引き下げられました！

【改正の内容】

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該調書の枚数が100枚以上（現行：1,000枚以上）である場合、令和3年1月1日以降、当該調書は、e-Tax又は光ディスク等により提出しなければなりません。

例えば、令和元年に提出された「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和3年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



【留意事項】

- 法定調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
- e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。

パソコン スマホ

から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

👍 税務署に行く手間がかかりません！

👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告



2人に1人以上が利用

確定申告書作成コーナーの
利用率

確定申告書作成コーナーの
利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP

2

申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

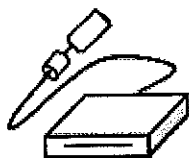
① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご参照ください。

IDとパスワードで送信

重要書類			
ID・PW が目印	ID・パスワード方式の届出完了通知 (見本)		
	ID・パスワード方式に対応した ID・パスワード！		
	氏名	1111 1111 1111 1111	ID・PW が目印
	氏名	012345678	

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。



進化するスマート申告！

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。



申告書の作成
はこちらから！

e-Taxで手続き完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」（裏面参照）に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

（注）・タブレット端末からもご利用いただけます。

・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

この画面では「所得税の確定申告書」が作成できます。
消費税や贈与税の申告書、収支内訳書や青色決算書を作成される方はパソコンをご利用ください。

お知らせ

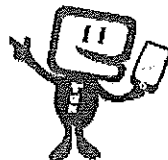
作成の流れは
こちら

作成開始

開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。



対象端末の一覧
はこちらから！



操作が分からない場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることができます。

※ お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

（注）国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。
また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法

マイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン一覧(1/2)

NFCスマートフォン				
製品名	型名	製造事業者名	通信事業者	
AQUOS EVER SH-02J	SH-02J	シャープ(株)	ドコモ	
AQUOS R SH-03J	SH-03J			
AQUOS sense SH-01K	SH-01K			
AQUOS R2 SH-03k	SH-03K			
AQUOS sense2 SH-01L	SH-01L			
AQUOS R3 SH-04L	SH-04L			
AQUOS U SHV37	SHV37		KDDI	
AQUOS SERIE mini SHV38	SHV38			
AQUOS R SHV39	SHV39			
AQUOS sense SHV40	SHV40			
AQUOS R compact SHV41	SHV41			
AQUOS R2 SHV42	SHV42			
AQUOS sense2 SHV43	SHV43		ソフトバンク	
AQUOS R3 SHV44	SHV44			
AQUOS Xx3 mini	603SH			
AQUOS ea 606SH	606SH			
AQUOS R 605SH	605SH			
AQUOS R compact 701SH	701SH			
AQUOS R2 706SH	706SH			
AQUOS zero 801SH	801SH		UQ	
AQUOS R2 compact 803SH	803SH			
AQUOS R3 808SH	808SH			
AQUOS L SHV37	SHV37			
AQUOS L2 SH-L02	SH-L02			
AQUOS sense	SHV40		J:COM	
AQUOS sense2 SHV43	SHV43			
AQUOS L2 SH-L02	SH-L02		Y!mobile	
Android One X1	X1			
Android One X4	X4-SH		MVNO	
AQUOS SH-M04	SH-M04			
AQUOS sense lite SH-M05	SH-M05			
AQUOS R compact SH-M06	SH-M06			
AQUOS sense plus SH-M07	SH-M07			
AQUOS sense2 SH-M08	SH-M08			
AQUOS R2 compact SH-M09	SH-M09		ドコモ	
AQUOS zero SH-M10	SH-M10			
arrows NX F-01J	F-01J	富士通コネクテッドテクノロジーズ(株)		
らくらくスマートフォン4 F-04J	F-04J			
arrows Be F-05J	F-05J			
arrows NX F-01K	F-01K			
arrows Tab F-02K(タブレット端末)	F-02K			
らくらくスマートフォン me F-03K	F-03K			
arrows Be F-04K	F-04K			
らくらくスマートフォン me F-01L	F-01L			
arrows Be3 F-02L	F-02L			
arrows U 801FJ	801FJ	ソフトバンク		

※資料出所: 地方公共団体情報システム機構 公的個人認証サービス

マイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン一覧(2/2)

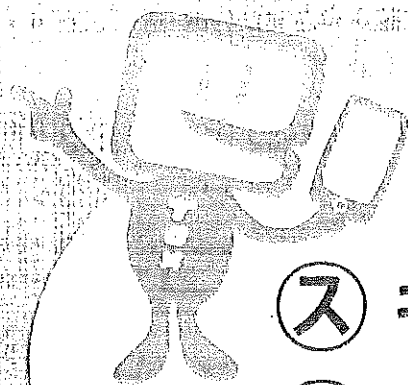
NFCスマートフォン			
製品名	型名	製造事業者名	通信事業者
Xperia XZ1 SO-01K	SO-01K	ソニーモバイル コミュニケーションズ(株)	ドコモ
Xperia XZ1 Compact SO-02K	SO-02K		
Xperia XZ2 SO-03K	SO-03K		
Xperia XZ2 Compact SO-05K	SO-05K		
Xperia XZ2 Premium SO-04K	SO-04K		
Xperia XZ3 SO-01L	SO-01L		
Xperia Ace SO-02L	SO-02L		KDDI
Xperia 1 SO-03L	SO-03L		
Xperia XZ1 SOV36	SOV36		
Xperia XZ2 SOV37	SOV37		
Xperia XZ2 Premium SOV38	SOV38		
Xperia XZ3 SOV39	SOV39		
Xperia 1 SOV40	SOV40		ソフトバンク
Xperia XZ1 701SO	701SO		
Xperia XZ2 702SO	702SO		
Xperia XZ3 801SO	801SO	サムスン電子ジャパン(株)	ドコモ
Xperia 1 802SO	802SO		
Galaxy S9 SC-02K	SC-02K		
Galaxy S9+ SC-03K	SC-03K		
Galaxy Note9 SC-01L	SC-01L		
Galaxy Fold SC-02L	SC-02L		KDDI
Galaxy S10 SC-03L	SC-03L		
Galaxy S10+ SC-04L	SC-04L		
Galaxy S9 SCV38	SCV38		
Galaxy S9+ SCV39	SCV39		
Galaxy Note9 SCV40	SCV40		UQ
Galaxy S10 SCV41	SCV41		
Galaxy S10+ SCV42	SCV42		
Galaxy A30 SCV43	SCV43	トリニティ(株)	J:COM
Galaxy A30 SCV43	SCV43		SIMフリー
Galaxy A30 SCV43	SCV43		
NuAns NEO [Reloaded]	NuAns NEO [Reloaded]	京セラ(株)	KDDI
URBANO V04	KYV45		

令和元年分の

確定申告は…

スマホで ラクラク確定申告

スマホ申告が進化します！ますますカンタン・便利に！！



① スキな時に！
② マたずに申告
③ ホラ！簡単！

2か所以上の給与や
公的年金などにも対応！

カンタン・便利な3つのポイント！

- ① スマホで見やすい専用画面
- ② 画面の案内に従いラクラク操作
- ③ 作成した申告書はe-Taxで提出※完了

※ e-Tax以外にもご自宅やコンビニのプリンタで
印刷し、郵送等で提出することもできます！

ご利用いただける方や、操作方法・申告書の提出方法などは裏面をご覧ください

申告書の作成
はこちらから！



スマホをお持ちでない方などは…

ご自宅等のパソコンから、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！！

作成コーナー

検索

スマホ申告とは

スマートフォン（タブレット含む）に最適化したデザインの「スマホ専用画面」を利用して、所得税の確定申告書を作成し、税務署へ提出できる大変便利な申告方法です。

① スマホ専用画面をご利用いただける方

スマホで見やすい専用画面！

令和元年分確定申告から（令和2年1月から）は、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が大幅に広がります！

専用画面の利用対象となる方

給与所得や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方が専用画面の対象になります。
また、医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）をはじめ全ての所得控除（配偶者控除や扶養控除など）に対応するなど、たくさんの方の申告が、ますますカンタン・便利になります！

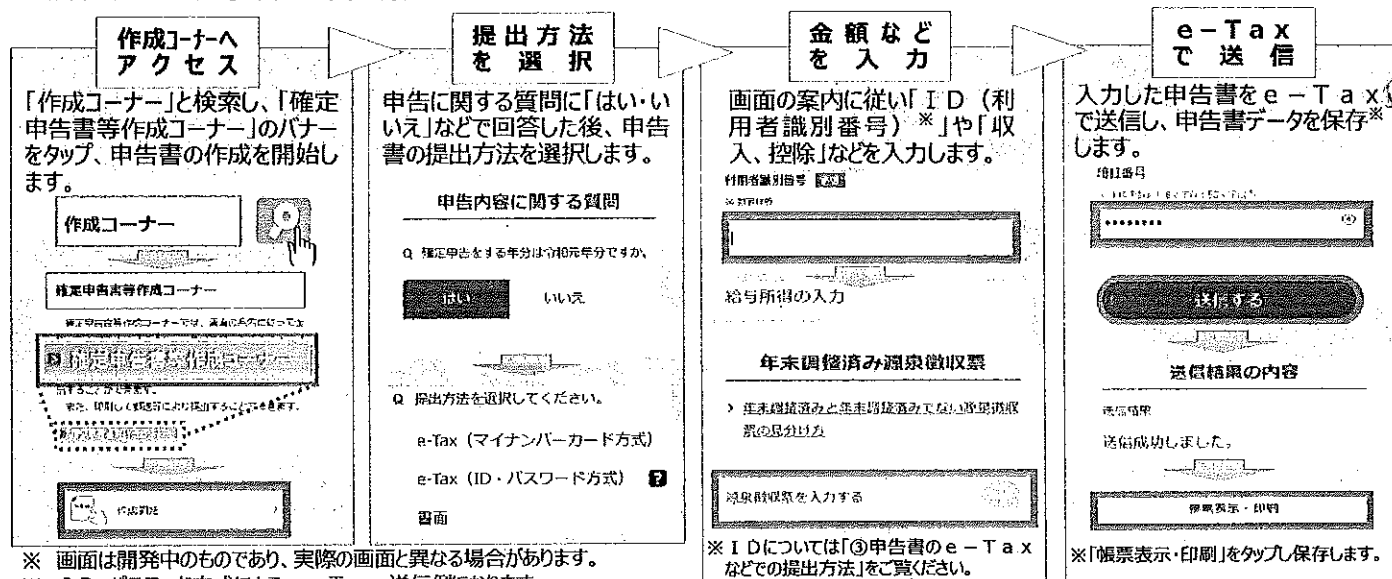
利用対象以外の方でも

専用画面の利用対象以外の方も、パソコン画面（Web画面）によりスマホで申告することができます！

② スマホ専用画面の操作方法（申告書の作成方法）

画面の案内に従いラクラク操作！

金額などの必要事項を画面の案内に従い入力するだけで、簡単に確定申告書が作成・送信できます！



③ 申告書のe-Taxなどでの提出方法

e-Taxで提出完了！

e-Taxで送信・提出【推奨】

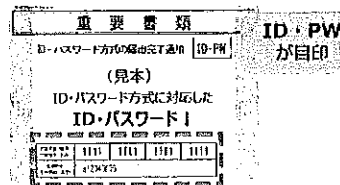
ID・パスワード方式で送信！！

スマホで作成した申告書は、①ID（利用者識別番号）と②パスワード（暗証番号）を入力し、e-Taxで送信することで税務署への提出が完了します！

～IDとパスワードは～

税務署の窓口で職員と対面による本人確認を行った後に発行しております。
発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お気軽にお近くの税務署にお越しください。

※ 発行手続は5分程度がかかります。



マイナンバーカード方式で送信！！

令和元年分確定申告から（令和2年1月から）は、マイナンバーカードと対応スマホをお持ちの方は、スマホでカードを読み込み、カード取得時に設定した暗証番号を入力することで、e-Tax送信ができるようになります！

郵送等で提出

e-Tax以外でも、スマホで作成した申告書（保存した申告書データ）をご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）で印刷し、税務署に出向くことなく郵送等で提出することもできます！

スマホ申告に関するお問い合わせは

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

0570-01-5901（全国一律市内通話料金）
受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00（祝日等及び12月29日～1月3日を除く）

ご利用の流れ

STEP 1

利用届出を作成します。
eLTAXのホームページから利用届出(新規)を提出してください。

STEP 2

利用者ID、仮暗証番号が発行されます。
利用者ID、仮暗証番号が発行され、電子申告等のサービスがご利用いただけるようになります。

STEP 3

eLTAX対応ソフトウェアを取得します。
PCdeskは、eLTAXホームページから取得します。
・税務会計ソフトウェアは、eLTAX対応のものを使用してください。

STEP 4

暗証番号を変更します。
PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアからeLTAXヘログインし、仮暗証番号を変更してください。

STEP 5

電子申告、
電子申請・届出、
電子納税を行います。

1 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。

2 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出手続きを行うことができます。電子証明書があれば、すぐにも利用できます。ただし、代理人の場合は、利用者IDが必要です。

3 電子納税

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、金融機関が提供するインターネットバンキングやATMなどから、ペイジーを介して税金を納付することができます。

※詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

利用可能な手続き

① 電子申告対象税目

- 法人・都道府県民税
- 法人事業税
- 地方法人特別税
- 法人市町村民税
- 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告等や特別徴収関連手続)
- 事業所税

② 電子申請・届出

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続に関連した申請・届出手続き

③ 電子納税

- 申告手続に関連した納付手続ができます。
- ※固定資産税(償却資産)を除く。
- ※地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、eLTAXホームページでご確認ください。

2019年
10月
地方税
共通納税システム
スタート!!

詳しい情報は
ホームページでご確認ください。
<http://www.eltax.jp/>
エルタックス Q

1 全地方公共団体へ電子納税ができます!!

2 ダイレクト納付ができます!!

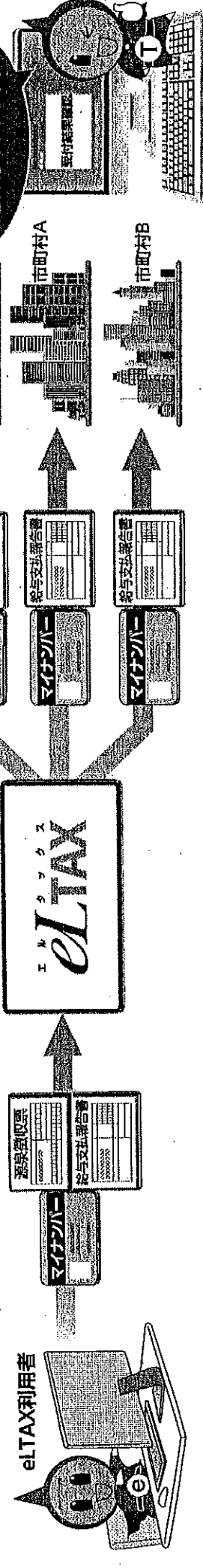
3 金融機関窓口等へのお出かけ不要!!

4 電子納税で納付事務の負担軽減!!

5 手数料無料!! 0円
サービス
向上だね!

給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出の一元化について

国と地方にそれぞれ提出義務のある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。



eLTAXに送信すれば、
必要な組織に自動的に
振り分けられます。

自宅で オフィスで

インターネットでまとめて、簡単手続き!

エルタックス
eLTAX

地方税の電子総合窓口

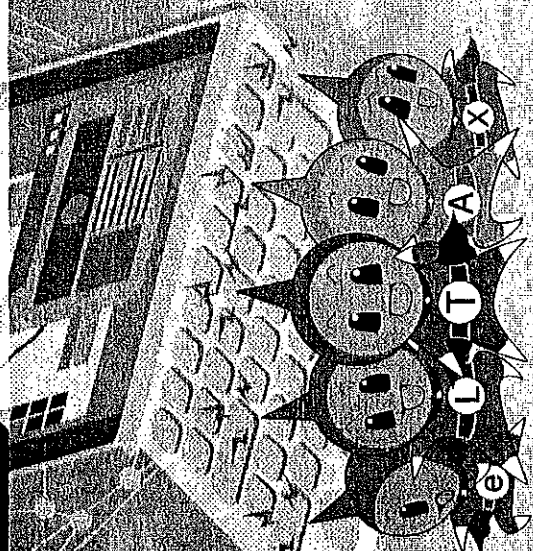
2019年 10月1日から
地方税共通納税システムスタート!

一括処理!! 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます

全国の地方公共団体に

提出可能!! 複数地方公共団体へ一括提出できます

費用はナシ!! eLTAXは無料で利用できます(※)



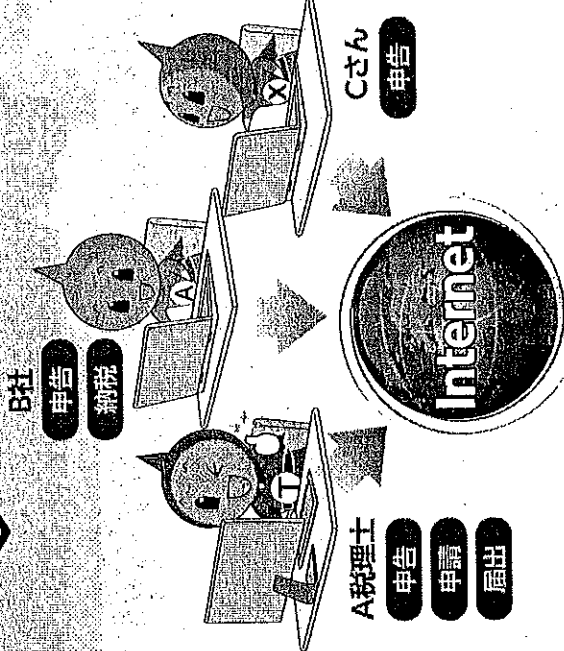
エルタックス
eLTAX

(※) eLTAXをご利用いただくには、パソコン環境やインターネット環境が必須となります。必要に応じて電子申請書などを事前に準備していただく必要があります。ご利用のパソコンにはウイルス対策ソフトがインストールされています。

eLTAX電子申告の概要

地方税の申告・申請などの手続きは、それぞれの地方公共団体の窓口で行う必要がありましたが、eLTAXではインターネットからそれぞれの地方公共団体一括手続きができます。

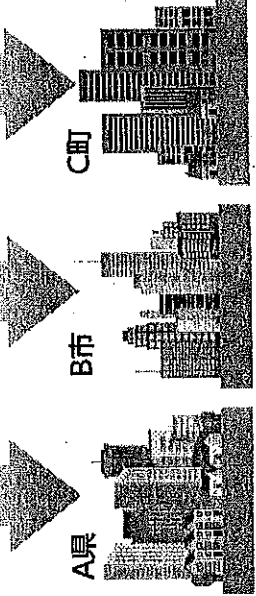
1 インターネットで申告します。



2 地方税ポータルセンターで受付



3 各地方公共団体へ配信



2020年
4月1日
から

大法人のeLTAX使用が
義務化されました!

大法人(資本金が1億円超の法人等)が行う法人住民税及び法人事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。

※2020年4月1日以後に
開始する事業年度から
適用

eLTAX義務化
とともに利便性の
向上を図ります!

給与支払報告書のeLTAXまたは
光ディスク等による提出義務について

給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、基準年(前々年)における給与又は公的年金等の源泉徴収票の税務署への提出枚数が1,000枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務化されています。

なお、2021年1月1日以降の提出分は、
提出枚数が100枚以上に変更となる予定です。

エルタックス

検索

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <http://www.eltax.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます。
※利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

電話(ヘルプデスク)によるお問い合わせは
0570-081459

ヘルプデスク受付時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。

▶ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

国税庁e-Taxキヤクター: イーダス

LTAX 地方税共同機構
総合市民税課・資産税課・納税課 電話 048-524-1111 (代表)
総合市民税課・資産税課・納税課 電話 048-571-1211 (代表)
寄居町税務課 電話 048-581-2121 (代表)